事務ガイドライン改正案

| 改 正 後 | 現行 |
|--|--|
| 1-5 認可・承認等にあたっての手続き等について | 1 - 5 認可・承認等にあたっての手続き等について |
| 1 - 5 - 1 株式の取得制限 | 1 - 5 - 1 株式の取得制限 |
| (1) (同左) | (1) 投資顧問会社が投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使 し又は議決権の行使について指図を行う株式等は、法第 16 条の 3 において銀行の子会社が取得し又は所有する株式等に含まれる ものではないことに留意する。 |
| (2) <u>法第 16 条の 3 第 2 項ただし書き又は法第 52 条の 8 第 2 項ただし</u> 書きの承認を行う場合で、その株式等の取得理由が施行規則第 17 | <u>(新設)</u> |
| 条の6第3号又は同34条の12第3号に定める場合(いわゆるデット・エクィティ・スワップによる場合)には、同法第16条の3 | |
| 第3項に定める承認の条件である当該株式等のうち基準株式数等 | |
| <u>を超える部分の株式等を「速やかに処分すること」とは「遅くとも</u> 当該会社の経営改善のための計画終了(注)後速やかに処分するこ | |
| と」との趣旨であることに留意する。 | |
| (注)「計画終了」とは、当該計画期間を満了した場合、当該計画を 計画期間よりも早期に達成した場合、当該会社が破綻又は実質的 | |
| に破綻した場合及び当該計画を見直した場合をいう。 | |
| (3)(略) | (2)(略) |